第一勧業信用組合 適格請求書発行事業者登録番号 T2011105001104

インボイス制度要件充足のための追加情報

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2023年10月より施行されているインボイス制度に関する当組合からのご案内です。

お客さまより頂く手数料の証について、インボイス制度の要件充足に必要となる『適格請求書発行事業者登録番号』(以下、「登録番号」と言います。)と『消費税率』を、本書面をもって補完させていただくものとします。

法人・個人事業主向けインターネットバンキングサービス等のご利用や、口座振替(預金口座からの自動引落)によりお支払いいただく各種手数料で、**当組合から領収書等をお渡ししていないものは、 お通帳等*と本書面をお客さまに保管いただくことで、適格簡易請求書の要件を満たし、仕入税額控 除が可能です。**(「お通帳等」には、当座勘定照合表、お取引明細(通帳未記入分)等を含みます。)

なお、ご融資取引の手数料や営業店窓口等にてお支払いいただいた手数料で、当組合がお客さまに交付した領収書等については、適格請求書または適格簡易請求書として保管していただき、仕入税額控除にご使用ください。

適格簡易請求書の記載要件および記載要件の確認方法は以下のとおりです。

	記載要件	確認資料	記載要件の確認方法	
1	適格請求書発行事業者の氏名又は名称及	本書面	第一勧業信用組合の登録番号は	
(1)	び登録番号	半音田	「T2011105001104」です	
2	譲渡資産の譲渡等を行った年月日	通帳等	通帳等の支払年月日をご確認ください	
3	課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内	通帳等	通帳等の摘要に記載の「手数料」名にてご確	
	容	迪 恢守	認ください	
4	課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価	通帳等	通帳等の支払額は税込価額の合計金額です	
	額を税率ごとに区分して合計した金額	地長寺	(消費税率 10%)	
(5)	税率ごとに区分した消費税額等又は適用税	大皇而	お支払いいただいた手数料の消費税率は	
	率	本書面	「10%」です	

※①⑤が通帳等に記載されていない追加情報です。②③④は通帳等に記載されています。

【組み合わせのイメージ】

į	年月日	記号	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引		
	② 05-11-27	×××	④ *660	③ 残証手数料	 *	(
	06- 7- 1	×××	*1, 320	アンサー手数料	* ×	(

【通帳等で確認】

②お支払日 = 課税資産の譲渡等を行った年月日 ③摘要[残証手数料、アンサー手数利用など] = 役務の内訳 ④お支払金額 = 税込価額の合計額 【本書面で確認】 ①当組合名と登録番号 ⑤消費税率 10%

(2023年10月)